

国保に加入するのはこんな方です

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方および生活保護を受給している方以外は、すべての方が国民健康保険に加入することになります。

- お店などを経営している自営業の方
- 農業や漁業などを営んでいる方
- 退職して職場の健康保険をやめた方
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険に加入していない方
- 外国人の方で、3か月を超える在留期間を有し住民登録をしている方



届け出

原則、事実発生日から14日以内に届け出してください

国保に加入するとき

- 職場の健康保険などをやめたとき
- 転入したとき
- 出生したとき
- 生活保護を受けなくなったとき



国保をやめるとき

- 職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入したとき
- 転出したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき



こんなときは14日以内に届け出を!

(住所地の区役所国保年金課でお届けください)

届け出

	こんなとき	届け出に必要なもの	
国保に加入するとき	職場の健康保険などを脱退したときや、被扶養者でなくなったとき	健康保険資格喪失証明書※1 金融機関のキャッシュカード※4	保険証※2 (世帯ですでに国民健康保険に加入している方がいる場合)
	他の市区町村から転入してきたとき	金融機関のキャッシュカード※4	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止・停止通知書 金融機関のキャッシュカード※4	
	子どもが生まれたとき (出産育児一時金)	母子健康手帳、預金通帳、領収書など(P31参照)	
国保を脱退するとき	職場の健康保険などに加入したときや、被扶養者になったとき	加入した保険の加入者全員分の保険証または資格取得証明書	保険証※2 ※3
	他の市区町村へ転出するとき	—————	
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始通知書	
	死亡したとき (葬祭費)	死亡を証明するものなど (P32参照)	
	65歳以上75歳未満で一定の障害があり後期高齢者医療制度に加入したとき	後期高齢者医療制度の保険証	

	こんなとき	届け出に必要なもの	
その他	区内で転居したとき	金融機関のキャッシュカード※4	保険証※2 ※3
	世帯主や氏名が変わったとき		
	世帯を分けたり一緒にするとき	在学証明書または学生証など	
	市外の学校に入学 (住民票の異動を伴う場合に限る。)		
保険証をなくしたとき (破損したとき)	本人であることを証明するもの (マイナンバーカード、運転免許証など)		

届け出

- ※1 「健康保険資格喪失証明書」は、やめた職場(事業所または健保組合)などにお尋ねください。
- ※2 同じ世帯で国民健康保険に加入している全員分の保険証を持参してください。
- ※3 「限度額適用認定証」などがあれば一緒に持参してください。
- ※4 一部の金融機関はキャッシュカードで簡単に口座振替手続きができます。届け出と同時に保険料の口座振替手続きをする場合は、金融機関のキャッシュカードを持参してください。(P37参照)

届け出の際は、次の書類もあわせて持参してください。

- 世帯主以外の方が届け出をする場合、世帯主からの委任状
- 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- マイナンバーの記載された書類

! 75歳になると、後期高齢者医療制度の被保険者に移行しますが、この場合に限り届け出の必要はありません。

加入や脱退の届け出が遅れると

届け出が遅れると、次のように皆さん自身が困ることになります。

届け出

加入の届け出が遅れると

資格が発生した日(届け出の日ではありません)までさかのぼって保険料を納めることとなります。また、その間にかかった医療費は、特別な理由がない限り、全額自己負担となります。



脱退の届け出が遅れると

ご注意ください!



国保の資格がなくなったにもかかわらず、脱退の手続きをせず、国保の保険証を使って診療を受けた場合、国保で負担した医療費は、あとで返していただくこととなります。

賦課決定(保険料計算)の期間制限について

保険料計算ができる期間については、2年の制限があります。その年度における最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降はできません。

例えば、令和4年6月に賦課決定された世帯の令和4年度の保険料は、最初の納期が令和4年6月30日であったため、令和6年7月1日以降は増額も減額もできません。

届け出が遅れると、納付した保険料を還付できなくなる場合があります。

保険証は大切に

保険証は被保険者の証明書であり、お医者さんにかかるときの受診券です。大切に扱きましょう。

保険証

- 交付されたら、記載内容を確認しましょう。
- 貸し借りは禁止されています。
- コピーしたもの、期限切れのものは使えません。
- 保険証をなくしたり、汚したりしたときはただちに届け出てください(P6参照)。
- 資格がなくなったときは、返却してください。
- 有効期限が切れた保険証は、ご自身で処分してください。
- 国保の被保険者ではない擬制世帯主(P35参照)は、保険証を使えません。

保険証の更新について

保険証の更新は8月1日です(有効期限は7月31日まで)。新しい保険証は簡易書留郵便で送付します。

※有効期限までに70歳や75歳になる方の保険証は、有効期限が異なる場合があります。

北九州市では、すべてのいのちを大切にする視点から、少しでも多くの方が臓器提供にご理解とご協力いただけますよう、国民健康保険の保険証に臓器提供意思表示欄を設けています。みなさまからのあたたかい善意をいただければ幸いです。

70歳以上75歳未満の医療制度

70歳になると、お医者さんにかかったときの負担割合や医療費が高額になったときの限度額などが変わります。

■対象者

70歳以上75歳未満の方(後期高齢者医療制度で医療を受ける方は除く)

■医療費の窓口負担について

2割(現役並み所得者は3割) P12参照

■保険証について

70歳の誕生月の翌月(1日が誕生日の方は誕生月)から、負担割合を示す「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

新しい保険証は、誕生月(1日が誕生日の方は前月)の下旬までに送付します。

6月1日に70歳になられる方は6月診療分から、
6月2日に70歳になられる方は7月診療分から
負担割合が変更になります。

ただし、現役並み所得者の方については、負担割合の変更はありません。



75歳以上の医療制度

(後期高齢者医療制度)

75歳になる方は、75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

また、65歳以上で一定の障害がある方も、認定を受ければ後期高齢者医療制度に加入できます。

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設立された「後期高齢者医療広域連合」により運営されています。

お問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合
☎092651-3111

■一定の障害のある方とは

障害基礎年金などが1・2級の方、身体障害者手帳1～3級及び4級の一部の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方、療育手帳「A」の方などで「後期高齢者医療広域連合」の認定を受けた方。

■後期高齢者医療制度の加入手続き

75歳になって、後期高齢者医療制度に加入する場合、手続きは不要です。誕生月の前月に後期高齢者医療制度の新しい保険証が1人に1枚簡易書留郵便で送付されます。

■国民健康保険脱退の手続き

75歳になった人は、手続きは不要です。

ただし、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方が後期高齢者医療制度に加入したときは、住所地の区役所国保年金課で脱退の手続きが必要です。

■国民健康保険証の有効期限

75歳の誕生日を迎える方の国民健康保険証は、有効期限が75歳の誕生日の前日までとなっています。後期高齢者医療制度の保険証は、75歳誕生月の前月までに簡易書留郵便で送付されます。